

事 務 連 絡
平成18年6月1日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて連絡したのでお知らせします。

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成18年6月1日付け厚生労働省告示第381号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品(内用薬9品目、注射薬3品目及び外用薬3品目)について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 314	3, 515	2, 474	36	13, 339

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) ファンガード点滴用25mg
 - ① 本剤の使用上の注意に「本剤投与開始後において、原因菌がアスペルギルス属又はカンジダ属でないことが明確になった場合、又は本剤投与で効果が認められない場合は、漫然と使用せず、他の薬剤に変更するなど適切な処置を行うこと。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

② 既記載のファンガード点滴用50mg、同75mgについても、①と同様の取扱いとすること。

(2) ニコチネルTTS10、ニコチネルTTS20、ニコチネルTTS30

① 本製剤の薬剤料については、ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方された場合に限り算定できることとする。また、処方せんによる投薬の場合においては、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に伴う処方である。」と記載すること。

② 本製剤に係る「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第10の2のイに規定する14日(2週間に1回)の投薬期間制限の適用に当たっては、本製剤は、ニコチン依存症管理料の算定に伴い、「禁煙治療のための標準手順書」に基づく医師の指導及び管理の下、12週間に5回行われる禁煙指導に用いられる取扱いとされていることから、特例的に当該14日の投薬期間制限には服しないものとみなして取り扱うこと。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	内用薬 エビリファアイ錠3mg	アリピプラゾール	3mg1錠	98.30
2	内用薬 エビリファアイ錠6mg	アリピプラゾール	6mg1錠	186.00
3	内用薬 エビリファアイ散1%	アリピプラゾール	1%1g	198.30
4	内用薬 ジェイゾフロフト錠25mg	塩酸セルトラリン	25mg1錠	137.20
5	内用薬 ジェイゾフロフト錠50mg	塩酸セルトラリン	50mg1錠	241.10
6	内用薬 デトルシトールカプセル2mg	酒石酸トルテロジン	2mg1カプセル	121.30
7	内用薬 デトルシトールカプセル4mg	酒石酸トルテロジン	4mg1カプセル	204.30
8	内用薬 ベシケア錠2.5mg	コハク酸ソリフェナシン	2.5mg1錠	119.70
9	内用薬 ベシケア錠5mg	コハク酸ソリフェナシン	5mg1錠	201.60
10	注射薬 アムピゾーム点滴静注用50mg	アムホテリシンB	50mg1瓶	9,958
11	注射薬 イヌリード注	イヌリン	4g40mL1瓶(溶解液 付)	8,993
12	注射薬 ファンガード点滴用25mg	ミカフアアングィンナトリウム	25mg1瓶	3,974
13	外用薬 ニコチネルTTS10	ニコチン	(17.5mg)10cm ² 1枚	355.80
14	外用薬 ニコチネルTTS20	ニコチン	(35mg)20cm ² 1枚	374.30
15	外用薬 ニコチネルTTS30	ニコチン	(52.5mg)30cm ² 1枚	401.80